



ひきこもり支援の現状および ひきこもり支援ハンドブック策定まで の経緯について

令和7年7月5日

横浜市中区役所生活支援課

生活支援担当課長 松浦 拓郎

(前 厚生労働省社会・援護局地域福祉課ひきこもり支援専門官)

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

ひきこもり支援の歴史

時期	主な取組や出来事など
1970年代 以前	1960年(S35) 日本児童精神医学会（現日本児童青年精神医学会）設立 「学校恐怖症」「登校拒否」についての研究が進む、中学生の不登校の増加 1965年(S40) 国立国府台病院児童精神科内に院内学級設立
1980年代	1985年(S60) 東京シューレ（日本初のフリースクール）開設
1990年代	1990年(H2) 内閣府『青少年白書』で「若者の非社会的問題行動の一つとして「ひきこもり」が掲載」 1991年(H3) 「引きこもり・不登校児童福祉対策モデル事業」開始（メンタルフレンド） 1998年(H10) 『社会的ひきこもり』（齋藤環著）発刊 →以降、「ひきこもり」という言葉が一般的に 1999年(H11) KHJ全国ひきこもり家族会連合会発足
2000年代	2001年(H13) 『10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域保健活動のガイドライン（暫定版）』策定 2003年(H15) 『ガイドライン（最終版）』発表 内閣府「青少年育成施策大綱」発表 「若者自立・挑戦プラン」 2005年(H17) 「若者自立塾創出推進事業」→2009年(H21)事業仕分けにて廃止 2006年(H18) 「地域若者サポートステーション設置」 2009年(H21) ひきこもり地域支援センターを都道府県・政令指定都市へ整備開始
2010年代 以降	2010年(H22) 子ども若者育成支援推進法施行 内閣府「若者の意識に関する調査（実態調査）」推計 69.6万人と発表（15歳～39歳） 厚労省『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』発表 2015年(H27) 生活困窮者自立支援法施行 2016年(H28) 内閣府 実態調査において、推計54.1万人を発表（15歳～39歳） 教育機会確保法が議員立法により成立、施行 2018年(H30) 生活困窮者自立支援法改正→基本理念規定の創設、定義規定の見直し 厚労省 「ひきこもりサポート事業」開始 内閣府 実態調査において、推計61.3万人を発表（40歳～64歳） 2020年(R2) 厚労省 市町村プラットフォーム設置要請（地域福祉課長通知） 2021年(R3) 厚労省「重層の支援体制整備事業」開始（R2の社会福祉法改正によりR3施行） 2022年(R4) 厚労省 ひきこもり支援推進事業拡充→ひきこもり地域支援センター等の設置を市町村へ拡充 2023年(R5) 内閣府 こども・若者の意識と生活に関する調査結果 推計146万人を発表（50人に一人） 孤独・孤立対策推進法成立（2024年（R6）4月施行） 2025年(R6) 厚労省 社会福祉推進事業において「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」作成

こども・若者の意識と生活に関する調査結果

内閣府調査（令和5年3月31日公表）を基に厚生労働省において作成

- 【目的】 こども・若者を取り巻く現状及び課題を的確に把握し、国及び地方公共団体におけるこども・若者育成支援施策や家庭・学校・地域・職域等におけるこども・若者育成支援の改善・充実に資する基礎資料を得ること
- 【調査対象】 ①10歳～39歳（令和4年4月1日現在）の男女 8,555人/20,000人（有効回収率42.8%）
②40歳～69歳（令和4年4月1日現在）の男女 5,214人/10,000人（有効回収率52.1%）
- 【調査期間】 令和4年11月10日～25日 郵送（オンライン回答併用）

（注）本調査における「広義のひきこもり群」の定義

「普段どのくらい外出しますか」という質問に対し、下記の1～4のいずれかであると回答し、かつ、その状態となって6か月以上である回答をした者

- 1 自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
- 2 近所のコンビニなどには出かける
- 3 自室からは出るが、家からは出ない
- 4 自室からほとんど出ない

ただし、次の者を除く。

- ① 現在、就業中である旨の回答をしている者等
- ② 身体的な病気を現在の外出状況の理由としている者
- ③ 専業主婦・主夫・家事手伝いであると回答している者や出産・育児を現在の外出状況の理由としている者等のうち、最近6か月以内に家族以外の人と「よく会話した」「ときどき会話した」と回答している者

有効回答数に占める「広義のひきこもり群」の割合

	該当者数	有効回収率に占める割合
15歳～39歳	144人	2.05%
40歳～64歳 (40～69歳全体)	86人 (155人)	2.02% (2.97%)

（参考）過去調査における広義のひきこもり群の割合
平成27年度若者の生活に関する調査15～39歳：1.57%
平成30年度生活状況に関する調査 40～64歳：1.45%

「広義のひきこもり群」にある方の男女別割合

	男性	女性
15歳～39歳	53.5%	45.1%
40歳～64歳 (40～69歳全体)	47.7% (59.4%)	52.3% (40.6%)

（参考）過去調査における男女別割合
平成27年度調査（15歳～39歳）：男性63.3% 女性36.7%
平成30年度調査（40歳～64歳）：男性76.6% 女性23.4%

ひきこもり状態になった理由として、「新型コロナウイルスの流行」をあげた方の割合（複数回答）

15歳～39歳	18.1%
40歳～64歳 (40～69歳全体)	19.8% (20.6%)

推計146万人と言われているが、支援を必要としている人、求めている人はどの程度が不明

※参考の過去調査とは質問項目が一部異なることから単純比較はできないことに留意

ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業（令和6年度：303市区町村）

I ひきこもり地域支援センター（令和6年度：38市区町）

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション（令和6年度：110市区町村）

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業（令和6年度：155市区町村）

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築
属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度

（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

段階的な充実

市町村への準備支援

新たに支援開始を検討している市町村の準備費用（実地把握経費、居場所等の拠点の修繕費、備品購入費など）へ手厚く補助（※次年度、センター等の実施が条件）

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置

都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

支援イメージ ～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～



後方支援

立ち上げ支援 市町村訪問支援

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

市町村等への
後方支援

関係機関の
職員養成研修

多職種専門
チームの設置

② 支援の質の向上 ③ 支援者のケア

① 社会全体の 気運醸成

国

- ①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業
ひきこもり支援シンポジウム、全国キャラバン開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等
- ②人材養成研修事業
ひきこもり地域支援センター職員等を対象とした初任者向け・中堅者向け研修の実施
- ③ひきこもり支援コミュニティ（支援者支援）の構築
支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、支援者をフォローアップ

都道府県（指定都市）域（67都道府県市）

厚生労働省

令和7年度予算 16億円（16億円）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 本事業では、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査（令和5年3月）の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人（推計）であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
- こうした中、各自治体に対して「ひきこもり相談窓口を明確化」するなど依頼しているが、地域の実情によりひきこもり支援推進事業以外で実施している市区町村もあり、ひきこもり支援体制の地域偏在の解消とともに、今年度の策定を目指す「ひきこもり支援ハンドブック」に沿ったひきこもり支援ができる体制の整備を進めていく。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

【拡充内容】

都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、本事業を実施していない市区町村に対する後方支援を拡充し、定期的な巡回、相談の状況把握、支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問及びケース対応などに取り組む伴走型支援に必要な専門職員を配置する。



【令和6年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】

ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業

事業受託団体：有限責任監査法人トーマツ

背景や目的

- 厚生労働省では、ひきこもり状態にある本人やその家族への支援について、基礎自治体（市区町村）による支援体制の構築を進めている。
- 現在、**中高年齢層のひきこもり状態にある人の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化や、NPO法人等の多様な支援主体の参画など、ひきこもり支援の状況は大きく変化しており、現状の課題等を踏まえた、新たな指針が必要**である。
- ひきこもり状態にある本人やその家族に対応する職員等の心構え、知識、対応方法等を検討し、**寄り添う相談支援を実施するための指針**とする。
- ひきこもり当事者や家族等の状況は多様であるため、**社会的孤立状態にある方や、生きづらさを抱えている方等、幅広くとらえて支援の対象とする。**
- 名称は「**ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～**」とする。
（マニュアルという言葉は用いない）

検討委員会構成

- 石川 良子（立教大学人社会学部教授）
- ※宇佐美政英（国立国際医療研究センター・国府台病院
児童精神科診療科長）
- ※斎藤 環（筑波大学医学医療系精神保健学名誉教授）
- ◎長谷川俊雄（白梅学園大学名誉教授）
- 林 恭子（一般社団法人ひきこもりUX会議代表理事）
- 板東 充彦（跡見学園女子大学心理学部臨床心理学科教授）
- 藤岡 清人（特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり
家族会連合会理事長（共同代表））
- 山崎 正雄（高知県立精神保健福祉センター
（高知県ひきこもり地域支援センター）所長
- ◎は座長 ※は「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」研究
メンバー及び研究協力者

<令和5年度の検討内容>

- ・全体的な構成の検討
- ・作成目的、趣旨の確認
- ・支援対象者の考え方の整理
- ・名称（マニュアル⇒ハンドブック）
- ★ハンドブック骨子の策定

- 全4回の検討委員会開催（R5.8～R6.3）
- 延べ5回の作業部会開催
- 全自治体宛のアンケート調査（2回）

<令和6年度の検討内容>

- ・目次に沿った本文の作成
- ・ひきこもり支援のポイントの整理
- ・事例でみる支援のポイントの整理
- ★ひきこもり支援ハンドブックの策定
（令和6年度内を予定）

- 全4回の検討委員会開催（R6.7～R7.3）
- 実践者へのヒアリング調査
- 関係機関・団体、当事者及び家族、自治体への意見照会

★令和6年10月末～

ハンドブックに対する意見をインターネット上で照会

ハンドブック 目次（予定）

- 1 はじめに
- 2 ひきこもり支援の目指す姿
- 3 ひきこもり支援における
価値や倫理
- 4 ひきこもり支援のポイント
- 5 事例で見る支援のポイント
（30事例程度）

【令和6年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業 ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～概要

厚生労働省資料

【ひきこもり支援ハンドブックの目的・背景】

- ◆ 「ひきこもり状態にある人やその家族」に関わる全ての支援者が、支援にあたっての参考（拠り所）となるよう、支援を行う前提や基本的な考え方（価値や倫理）、支援のポイントなどを網羅的に掲載。
- ◆ 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（2010）」以降、**ひきこもりに関する支援の指針は示されておらず、社会情勢や取り巻く社会環境が大きく変わる中で、現状の課題を踏まえた新たな指針が求められている。**
- ◆ ひきこもり支援に従事する支援者が、支援を行う際の共通認識として理解しておくべき内容を記載しており、このハンドブックに記載されている内容をもとに、支援を受ける本人やその家族等との対話を通して、より良い支援を実現していく。

ひきこもり支援の対象者と目指す姿

支援の対象者

- 社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族。
※その状態にある期間は問わない。

目指す姿

- ひきこもり支援では、本人及びその家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を目指す。**※社会参加の実現や就労はプロセスであり、そのみが支援のゴールではない。**
- 相談支援機関は本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施する。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続。

ひきこもり支援における価値や倫理

価値や倫理

- ひきこもり支援においては、①ひきこもり状態にある本人を「人として尊厳ある存在」と認識し背景等を理解する（人間観）、②社会に対する捉え方を理解する（社会観）、③本人の意思を尊重する（支援観）3つの考え（価値）を共通基盤として支援を行い、さらに、それを前提として行う行動（倫理）を原理・原則（支援の拠り所）とする。

求められる姿勢

- 「敬意と労い」「尊重し、共に考える」「一歩ずつ支援する」「家族は本人支援に影響を与える存在」という支援者として求められる4つの姿勢。

支援の留意点

- 「本人と家族の意向は異なる」「広く社会に働きかける」「支援者は一人で抱えない」「支援の強要に注意する」「エンパワメントやコーディネート」「精神疾患や発達障害の正しい理解」という支援を行う上での6つの留意点。

ひきこもり支援におけるポイント

支援のポイント

- ひきこもり支援は、本人やその家族の背景が様々であり、それぞれに応じた支援も多様であるため、各自自治体で実践されている支援のポイントを網羅して掲載。
- 具体的には、①対象者とのコミュニケーション、②意向の確認、③意向を反映した支援の計画と実行、④支援の入口と出口、⑤家族間の関係性、⑥支援の制度や体制、⑦支援者のエンパワメントの7つの項目、50のポイントで整理する。

事例で見る支援のポイント

- 支援の実践場面ごとの事例を掲載し、支援のポイントを解説。
- 具体的には、ひきこもり状態が長期にわたる事例をはじめとして、11パターン（30事例）を、年齢や性別、世帯状況の違いで仮想設定し、支援のポイントを整理する。

ひきこもり支援対象者の考え方（「ひきこもり支援ハンドブック」から）

◆「ひきこもり支援」の対象者を広く捉えています

「ひきこもり」に対する考え方、捉え方が一般化され、ガイドラインの定義に当てはまらない対象者が多くいる現状となっています。生活困窮者自立支援制度や、地域共生社会の実現に向けた地域住民を広く支える仕組み作りも始まっているなか、「ひきこもり状態」にある人は、多様な分野、年齢、世帯で見られるようになり、その定義化は困難です。

ひきこもり支援における対象者とは

社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生きづらさを抱えている状態の人（一人ひとりの状況は違う）であり、具体的には

- 何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある
 - 家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にある
 - 支援を必要とする状態にある（自ら支援を求めることができない場合もある）
- 本人やその家族（世帯）です。その状態にある期間は問わない。

生きづらさとは、その人自身が感じている固有のものであり、他者がその生きづらさの有無やその大小を判断することはできない。またその期間によって支援の必要性が変わるものではない。さらに、支援を求めている場合だけでは無く、自ら支援を求める声を発することができない場合もあることから、支援者は声に出せない潜在的なニーズを、関係機関等と連携し対話を通じて確認していくことが重要。

10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる 地域精神保健活動のガイドライン（2001）

- 多様性をもったメンタルヘルス（精神的健康）に対する問題
- 年齢の限定
- 精神保健課題として位置づけ



ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン （新ガイドライン）（2010）

- 原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念と定義
- 幅広い年齢層への支援
- 現に支援を必要としている、精神保健・福祉・医療の支援対象
- 医療的な支援が必要であることを示唆する内容

ひきこもり支援は、社会情勢や取り巻く環境が大きく変わる中で、本人や家族の背景等も多様性を帯びるようになったことから、「新ガイドライン」におけるひきこもり支援では、全面的に支援することが難しい状況が生まれた。

ひきこもり支援ハンドブック（2025）

- 病気や障害等、本人自身に問題があるといった視点に限定するのではなく、それに加えて、その人を取り巻く環境や社会に課題があるという視点で、その課題を改善していく考え方を採用
- 医療が必要である人も含めて、さまざまな相談支援や居場所活動を必要としている人を対象としたひきこもり支援の具体的な指針を記載
- ひきこもり支援に従事する支援者が、伴走支援にあたって大切にしてほしい共通の認識を記載

ひきこもり支援の目指す姿は「自律」

◆「ひきこもり支援」の目指す姿を整理して記載

「ひきこもり支援」におけるこれまでの課題として、支援のゴールが「就労」や「社会参加」となっていたが、ヒアリングや調査の結果から、「就労すること」や「社会参加」は支援の過程でありプロセス、そのためそのみが支援のゴールや目指す姿ではないと整理。

ひきこもり支援において目指すべき姿は

一人ひとりの背景や心情を捉えずに社会参加や就労を求めることなく本人のペースに合わせながら、本人やその家族が、自らの意思により、自身が目指す生き方や、社会との関わり方等を決めていくことができるようになること（自律）としました。

自律とは自己を律すること、社会に適応するといった捉え方ではなく、本人の尊厳や主体性、自尊感情を回復する意味であり、その自律に向けたプロセスを本人と支援者が共有しながら一歩ずつ進むことを目指すもの。自律の形は一人ひとり違うものであり、決まったものはない。

◆「ひきこもり支援」における価値や倫理を記載

支援において共通的な基盤となる価値や倫理の考え方を明文化した。これは全ての支援者に共通する価値観として、人間観、社会観、支援観を整理して記載するとともに、その価値を判断する際の倫理についても記載した。支援者個人の価値観に左右されないことを基本。

<人間観>

人権尊重や個人の尊厳、利益優先という考え方にに基づき、「人として尊厳ある存在」「主体的・能動的な存在であり、無限の可能性や潜在的能力を有する存在」であるという認識を持つ

<社会観>

ひきこもり状態に至ったありのままを理解するとともに、取り巻く社会がどうあるべきかを考える

<支援観>

人として社会との関係性の中で否定的に捉えられることなく、社会の一員として尊重されるべきもの。人と人との関わりを通し生きていくため、互いに支え合える存在である「支援観」をもつ

<倫理>

支援をおこなう前提となる倫理とは、支援者の価値（人間観・社会観・支援観）を基盤として支援をより良い方向に向けていく際の判断、行動に関する具体的指針である

価値や倫理に基づく姿勢や留意点

◆価値や倫理に基づく姿勢と留意点を記載

支援者としてどのような対応をすればよいか、本人や家族が安心して相談できる存在であると理解していただくための4つの姿勢（言葉と行動）と6つの留意点を記載。

<姿勢>

①敬意と労い

支援に繋がったことに対する労いや相談することができたことに敬意を払う

②尊重し、共に考える

本人も家族も、それぞれが自身の人生を歩むための支援が必要。支援者の思いを押しつけない

③本質を見極め、一歩ずつ支援

本人や家族の気持ちの「ゆらぎ」に付き合い、寄り添いながら支援する

④家族は、本人の生活を支え影響を与える存在

家族も本人の思いを理解するプロセスが必要であり、家族への支援は大きな意味を持つ

<留意点>

①本人と家族の感じる課題、意向は違うもの

②広く社会に働きかける視点を持ち関わる

③支援者は一人で抱えない

④支援の強要に注意する

⑤エンパワメントやコーディネートを心がける

⑥精神疾患や発達障害を正しく理解する

支援実践から導き出した50のポイント

◆支援にあたっての7つの項目と50のポイント

ひきこもり支援は決まった支援があるわけではない。令和5年度、6年度に実施した調査研究における自治体調査から抽出した支援実践から、支援にあたって悩み迷う50のポイントを整理して記載。

<全体像>

- ①支援の対象、背景、支援内容は多様
- ②本人や家族が、自らその意思により今後の生き方や社会との関わり方を決めていく
- ③支援者が一人で抱えるのではなく、多機関や他の支援者とチームを組み支援を展開する
- ④支援の入口は多様であり、支援に繋がるための広報・周知は重要である

<支援のポイント>

大きな7つのポイントに、それぞれの項目においてさらに具体的な小項目を50のポイントで分解

- 1 対象者とのコミュニケーション
- 2 意向の確認
- 3 意向を反映した支援の計画・実行
- 4 支援の入口と出口
- 5 家族間の関係性
- 6 支援制度や支援体制
- 7 支援者のエンパワメント

◆30事例（架空事例）を、支援のポイントを用いて紹介

実践現場で行われている支援の具体例を記載。支援のポイントとなる出来事、行動について事例を用いて紹介している。支援のポイントを、より具体的に記載し、分かりやすく解説している。

★事例は11の分類で記載

- ＜ひきこもり状態が長期にわたる事例＞
- ＜相談期間が長期にわたる事例＞
- ＜チーム支援をおこなう事例＞
- ＜一人暮らし／本人以外の関係者がいない事例＞
- ＜地域を越えたやり取りが発生する事例＞
- ＜本人又は家族が疾患／障害を有する事例＞
- ＜自傷行為・自殺企図・希死念慮がみられる事例＞
- ＜家族への暴力がみられる事例＞
- ＜女性の事例＞
- ＜LGBTQ+／SOGIE事例＞
- ＜メタバースを活用した事例＞

長谷川俊雄氏（委員長）

～支援上の困難に関する現場把握、支援現場に対するていねいな意見聴取の実施、闊達な議論による委員会運営等々の成果として「ハンドブック」が完成した～

石川良子氏

～従来の支援では就労が当然の目標とされてきたことに対して、本人が自らの生に折り合いをつけていくことが尊重されるべきであることを明確に示した意義は大きい。自律できるようになることは、悩みや苦しみから解放されることを意味しない。就労を目標に据え、そこに向かわせることはある意味分かりやすく、自律を目標にした支援とは何をする事なのかという迷いが生じるかもしれない。

宇佐美政英氏

～ひきこもりという言葉で一括りにされるが、その背後には、それぞれに異なる事情と物語がある。生い立ち、家庭環境、社会との関わり、どれ一つとして同じものはない。それなのに画一的な支援策を施せば、それで解決するかのような幻想が、いつまでも根強く残っている。ハンドブックに書かれた理念を胸に刻み、当事者やその家族とともに、手探りで道を探していくこと、それがひきこもり支援の本質なのではないだろうか。～

斎藤環氏

～精神疾患を持つ人のみならず、「生きづらい人」全般を包括的に支援していこうという姿勢が全面に出ているからこそ、「価値や倫理」への言及が不可欠になる～

林恭子氏

～生きることに絶望し、「死にたい」「消えたい」と思っている人たちに対し、誰よりもそれを望みながらどうしてもできないことを求めることがどれほど残酷なことか。当事者に見えている世界と支援者や家族が見ている世界の乖離をずっと感じている。支援において最も大切なことは、対等な立場で一緒に考えていきましょうという、まなざしと姿勢～

板東充彦氏

～ひきこもりを「人生の中で一時的に経験する病気あるいは問題」ではなく、「生きづらさを抱えた人がどう生きるかを考え、模索する」一過程であると捉えれば、その対処には“生活の場”が重要や役割を果たす～

藤岡清人氏

～根本的な対応のためには社会の変革が必要であり、それに対する働きかけが必要であるとしたもの。ひきこもり状態の要因としては、様々なものがあり、それは社会の抱える矛盾や課題が顕在化したものであり、それらを解決しない限り、このような状態は繰り返される～

山崎正雄氏

～ひきこもらざるを得なかった人の相談支援をする中で、未来に夢を見ながら、世間の価値観や他人からの評価、成績や技術力のなさに翻弄されて生きてきた自分の姿が垣間見えてくる。ひきこもりの人を取り巻く問題は自分自身の問題なのだ。ひきこもり支援は「生きる」ことの支援。支援する側、される側を超えて、この社会でありのままに生きることの難しさに、ともにしがきながら、ともに歩む人でありたいと思う。～

☆調査研究報告書はインターネット検索で「有限責任監査法人トーマツ、ひきこもり」と検索すると見つかります。

終わりに ハンドブックの活用方法など、皆様への期待を込めて。

本人や家族等との対話で活用する

ハンドブックに記載されている対応を実践するためには、支援する側と、本人や家族の対話が重要となる。支援者側が考える苦しさや本人や家族が感じている苦しさは明らかに違うことを理解するところから始めましょう。

支援者同志の勉強会や検討会で活用する

ハンドブックの内容は、これまでの支援者が培ってきた支援を見直す契機となるもの。記載されている内容を理解するためには、個人で読み込むのではなく、支援者同志で互いに読みあい、意見交換を重ねながら共通認識を図ることが不可欠です。完璧な支援者など存在しません。

この内容を社会に広げていく

価値や倫理、支援対象者の考え方、目指す姿など、これまでの福祉現場で「前提」としてきたものや新たに受け止めていくべきものなど、社会の共通認識としていくための取組が必要となります。

ハンドブック、座談会動画が見られます

ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001471237.pdf>



座談会動画公開YouTubeアドレス及びQRコード

- ① <https://www.youtube.com/watch?v=R265eFtX31M>

(ひきこもり支援施策の説明、構成等説明)



- ② <https://www.youtube.com/watch?v=q4VZJkeACEg>

(基調講演「ひきこもり支援における価値と倫理」
(長谷川俊雄氏) 及び質疑応答)



- ③ <https://www.youtube.com/watch?v=9XAYEbNq-fE>

(検討委員によるパネルディスカッション)



ご清聴ありがとうございました。

新宿区におけるひきこもり支援を契機とした新たな街づくりが始めることを祈念しております。